### 川崎駅周辺ニューノーマル普及促進事業補助金交付要綱

令和 5 年 1 2 月 4 日市長決裁 5 川 ま 拠第 3 5 5 号

(目的)

- 第1条 この要綱は、川崎駅周辺の既存の民間建築物や空地等において、社会変容や屋外空間ニーズの高まりなどを踏まえ、来街者の誘因や屋外空間での新たな交流の場の創出に向け、屋外での継続的な活動と長時間の滞留を支える高質な屋外交流空間づくりを目的とした空間整備を実施することに対し、川崎駅周辺ニューノーマル普及促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、インバウンドを含む来街者の更なる誘致等による地域経済の回復の加速化やニューノーマルの普及促進などを図ることを目的とする。
- 2 補助金の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則(平成13年3月21日規則第7号。以下「補助金規則」という。)によるほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。
- (1) 所有権等

次に掲げる権利をいう。

ア 所有権

イ 建物の所有を目的とする地上権及び賃借権(以下「借地権」という。)並びに使用貸借による権利

ウ 土地又は借地権の信託の受益権

(2) 区分所有者

建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。)第2条 第1項に規定する区分所有権を有する者をいう。

(3) 地権者

屋外空間整備を行う土地等に関し所有権等を有する者をいい、区分所有者を含む。

(4) ニューノーマル

新型コロナ危機を契機とし、デジタル化の進展も相まって、テレワークの急速な普及、自宅周辺での活動時間の増加等による人々の生活様式の大きな変化による新たな常態をいう。

(対象区域)

第3条 対象区域は、別図に示すエリアとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、第1条第1項の 目的の達成に資する新たな屋外空間整備を行う地権者若しくは地権者の同意を得た法人事業者、 又は個人事業者とする。ただし、次に掲げる者は補助を受けることができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中である者
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続きの申立て又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きの申立てをしていないこと
- (4) 国税・地方税を滞納している者
- (5) 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77 号) 第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者

### (補助対象の施設等)

- 第5条 補助金交付の対象となる施設等は、次の各号に該当する建築物 (建築物又は建築物の部分 によって覆われている屋外空間と接する空間に限る)、工作物や空地等の全部、又は一部とする。
- (1)対象区域に所在していること
- (2)屋外空間整備を行うことにより、地域の魅力が発信され、外国人観光客等の来街者の誘因や屋外 空間での新たな交流の場の創出など、まちの新たな魅力・活力の創出、地域経済の回復の加速化 及びニューノーマル等の普及促進を図るものであること

(ニューノーマル等の普及促進にあたっては、国が公表した「デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会 中間とりまとめ」などを参考にすること)

(3)政治活動、宗教活動を目的としないこと

# (補助対象経費)

第6条 補助金交付の対象となる経費は、屋外空間整備のために必要な設計、改修工事、環境整備工事、資機材購入費及び塗装(アート性の高いものに限る)(以下「工事等」という。)に係る経費のうち、来街者の誘因や屋外空間での新たな交流の場の創出などにより、集客効果や周辺地域への波及効果が期待されるなど、ニューノーマル等の普及促進に繋がるとともに、地域経済の回復の加速化、まちの賑わい創出や地域コミュニティの活性化に資するものとする。

## (補助金の額)

- 第7条 市長は、第6条の補助対象経費(消費税及び地方消費税相当額を除く)について、10,000,000円を限度に、市の予算の範囲内で補助するものとする。
- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て るものとする。

# (交付の申請)

- 第8条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に定める書類 を市長が定める日までに提出しなければならない。
  - (1) 川崎駅周辺ニューノーマル普及促進事業補助金交付申請書(第1号様式)
  - (2) 事業計画書(事業目的、事業内容、整備概要、工程表等)(第2号様式)
  - (3) 整備前・整備後の建物等の配置図、平面図、面積表(対象範囲を記入したもの)
  - (4) 整備前の写真

- (5) 印鑑登録証明書
- (6) 登記簿謄本(土地、建物)及び公図
- (7) 工事費等の見積書(3社以上、数量項目を揃えたもの)
- (8) 暴力団員に該当する者でないことの誓約書及び同意書(第3号様式)
- (9) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請者が法人事業者である場合は、前項の書類に加え、次の各号に定める書類を市長が定める 日までに提出しなければならない。
  - (1) パンフレットなど法人概要が分かるのもの
  - (2) 定款(写) ※最新のもの
  - (3) 履歴事項全部証明書(写)(特定非営利活動法人の場合、役員名簿等)※交付申請日前3ヶ月 以内に発行されたもの
  - (4) 決算報告書又は確定申告書(特定非営利活動法人の場合、収支計画書・活動報告書) ※直近2 年分の書類を提出。
  - (5) 法人税(国税)の納税証明書(その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税のない証明書)
  - (6) 法人市民税納税証明書
  - (7) その他市長が必要と認める書類
- 3 申請者が個人事業者である場合は、第1項の書類に加え、次の各号に定める書類を市長が定める日までに提出しなければならない。
  - (1) 確定申告書(写)、源泉徴収表(過去2箇年分)など所得金額を証明するもの
  - (2) 市民税納税証明書
  - (3) その他市長が必要と認める書類

#### (交付の決定)

- 第9条 市長は、前条の申請を受理したときは、ニューノーマルの普及促進への寄与、まちの賑わい創出・地域コミュニティの活性化、事業実現性・事業継続性、地域経済への寄与、その他川崎市における施策との連携の5つの視点に基づき、事業効果、事業の継続性などを審査するものとする。
- 2 市長は、前項の審査の結果、補助金の交付を決定したときは、交付を決定した者に対し、川崎駅 周辺ニューノーマル普及促進事業補助金交付決定通知書(第4号様式)により、その旨を通知す るものとする。

### (工事等の着手)

第10条 前条第2項の交付決定通知書により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、工事等に着手したときは、当該工事等の契約を行った旨を示す書類を添え、速やかに川崎駅周辺ニューノーマル普及促進事業工事等着手届(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

## (事業内容等の変更)

第11条 交付対象者は、交付決定後において事業内容等を変更するときは、川崎駅周辺ニューノ

- ーマル普及促進事業補助金交付変更承認申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。 ただし、事業予定期間内における補助金交付予定額の変更を伴わない軽微な変更を除く。
- 2 市長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、川崎駅周辺ニューノーマル普及促進事業補助金交付変更承認書(第7号様式)により交付対象者に通知するものとする。
- 3 交付対象者は、第1項ただし書きにある軽微な変更をするときには、川崎駅周辺ニューノーマル普及促進事業変更報告書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

# (事業の中止又は廃止)

- 第12条 交付対象者は、交付決定を受けた当該事業を中止しようとするときは、川崎駅周辺ニューノーマル普及促進事業中止(廃止)申請書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請を受理し、交付決定を取り消すときは、川崎駅周辺ニューノーマル普及促進事業補助金交付決定取消通知書(第10号様式)により交付対象者に通知するものとする。

# (工事等の完了)

第13条 交付対象者は、補助金の交付決定を受けた工事等を、第8条第1項に基づく申請を行った年度の3月15日までに完了しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合においては、この限りではない。

#### (完了実績報告書の提出)

- 第14条 交付対象者は、補助金の交付決定を受けた工事等が完了したときは、次の各号に定める 書類を提出しなければならない。
  - (1) 川崎駅周辺ニューノーマル普及促進事業工事等完了実績報告書(第11号様式)
  - (2) 契約書(写)、領収書(写)、又はそれに代わるもの
  - (3) 完成図面(竣工時変更のある場合)
  - (4) 完成写真(第8条第1項第4号の写真と比較できるものを含むこと)
  - (5) 発注実績報告書(第12号様式)
  - (6) 入札(見積もり)が行えないことに係る理由書(第13号様式)
  - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 交付対象者は、補助金の交付予定額が1,000,00円を超え、かつ補助金の交付の対象となる事業に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者(補助金規則第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。)により入札を行い、又は2社以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。
  - (1) 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。
  - (2) その他市長が必要と認めるとき。
- 3 交付対象者は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書(第14号様式)を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は当該交付対象者

に対して直近の4月1日以降に記載内容(住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員 総数)に変更がない誓約書を提出した者を除く。

- 4 本条第1項第5号に定める発注実績報告書については、補助対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件について記載するものとし、本条第2項の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。
- 5 本条第1項第6号に定める入札(見積もり)が行えないことに係る理由書については、本条第 2項ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2社以上の市内中小企業者から見積 を徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。
- 6 本条第1項に規定する報告は、交付対象者が第8条第1項に基づく申請を行った年度の3月 15日まで、かつ工事等が完了した日から3ヶ月以内に行うものとする。ただし、市長がやむを 得ないと認めた場合においては、この限りではない。

## (補助金額の確定)

第15条 市長は、前条第1項の規定により完了実績報告書を受理したときは、現場検査を行い、 補助金の額を確定し、川崎駅周辺ニューノーマル普及促進事業補助金額確定通知書(第15号様 式)により交付対象者に通知するものとする。

# (是正のための措置)

第16条 市長は、前条の検査の結果、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該交付対象者に対し、補助金を取り消し、又は額を修正して決定できる。

# (補助金の交付請求)

- 第17条 交付対象者は、第15条の補助金額確定通知書の送付を受けたときは、当該通知の日から30日以内に、川崎駅周辺ニューノーマル普及促進事業補助金交付請求書(第16号様式)を提出し、市長に対し補助金を請求することができる。
- 2 市長は、前項の交付請求書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付する ものとする。

#### (権利譲渡の禁止)

第18条 交付対象者は、補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

# (施設の管理及び処分の制限)

- 第19条 交付対象者又は地権者は、この要綱により補助金交付を受け、取得し、又は効用が増加 した財産(以下「取得財産等」という。)について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにし ておかなければならない。
- 2 交付対象者又は地権者は、取得財産等を善良なる管理者の注意義務を持って管理するとともに、 補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図るものとする。
- 3 交付対象者又は地権者は、当該事業の完了した日が属する年度の翌年度から10か年度以内に

取得財産等を他の用途に使用し、譲渡し、交換し、担保に供し、貸し付け、廃棄し、増改築し、又は運営を他人に委託するときは、あらかじめ川崎駅周辺ニューノーマル普及促進事業取得財産等の処分承認申請書(第17号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、交付対象者又は地権者が10か年度以内に市長の承認を受けないで処分等を行った場合は、当該取得財産等の取得または設置(以下「取得等」という。)に要した補助金の相当額の全部または一部の返還を命ずることができる。

また、市長は10か年度以内に当該取得財産等の処分等を行ったことにより収入があった場合は、当該収入の全部または一部を市に納付させることができる。ただし、公用、公共及び天災地変その他やむを得ない事由による場合は、交付対象者又は地権者は補助金の相当額の全部または一部の返還について市長に減免を協議することができるものとする。

5 交付対象者又は地権者は、取得財産等が10か年度以内に補助金の交付目的を達成することができなくなった場合は、速やかに市長に協議し、その指示に従って当該取得財産等の取得等に要した補助金の相当額の全部または一部を市に納付しなければならない。

# (状況報告)

第20条 市長は、前条第3項に規定する期間に、交付対象者又は地権者に対し当該事業に係るニューノーマル等の普及促進効果などについて、状況報告を求めることができる。また、その状況により、指導、助言を行うことができる。

#### (交付決定の取消又は補助金の返還)

- 第21条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。
  - (1) 虚偽の申請、報告その他補助金の交付に関連して不正の行為があったとき。
  - (2) 交付対象者が、事業期間中に、第4条各号に掲げる事由が生じたとき。
  - (3) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

# (交付を受けたものの努力義務)

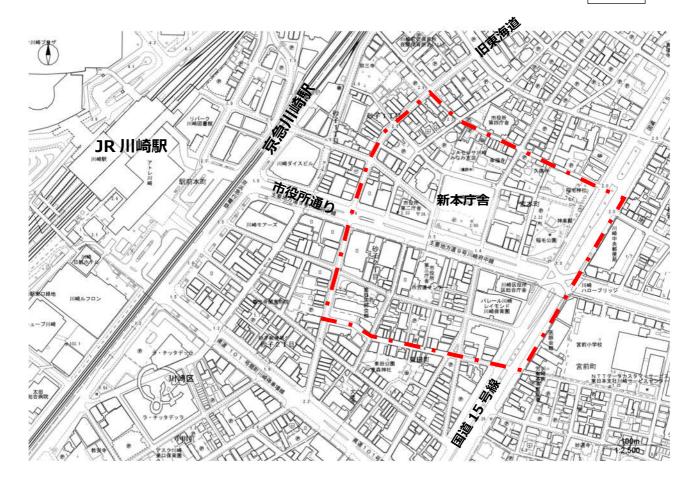
第22条 補助金の交付を受けたものは、事業内容を広く周知するとともに、まちの新たな魅力・ 活力の創出及びニューノーマル等の普及促進に努めなければならない。

## (その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はまちづくり局長が定める。

# 附 則

- 1 この要綱は、令和5年12月4日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日をもって効力を失う。ただし、令和6年3月31日までに本補助金の交付決定を受けた事業については、引き続き、この要綱の規定に従うものとする。



(市役所通り及び新本庁舎周辺を対象とする範囲)